

平成24年3月30日

各 位

大 阪 市

業務委託契約における再委託相手先等の公表について

大阪市では、平成24年度より、再委託契約の妥当性を明確にし、透明性のより一層の向上を図るため、一定金額以上の業務委託契約について、再委託相手先等を公表します。

記

1 公表の範囲

業務委託契約のうち、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているもの（ただし、測量・建設コンサルタント等は除く）

2 実施案件及び公表時期

平成24年4月1日以降契約分から、四半期ごとに結果を取りまとめ、速やかに各所属ホームページ上に公表します。